# 要介護・要支援認定申請方法について

介護が必要となったら、村の担当窓口に「要介護・要支援認定」の申請が必要となります。 下記の要領でご申請ください。申請の手続きは、本人の他、ご家族やケアマネジャーが代理 で行うこともできます。また、郵送でのお手続きを希望される場合は、身元確認や個人番号 確認の書類は、写しを添付して郵送してください。

### 1. 提出書類

## 本人による申請

- (1)要介護•要支援認定申請書
- (2) 介護保険被保険者証(原本)
- (3)被保険者の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 (※個人番号がわからない場合は、持参・添付は不要です。)
- (4) 本人確認できる書類(写し可)※本人による申請の場合のみ
  - 運転免許証等、写真付きのものは1点
  - ・介護保険被保険者証等、写真のないものは2点
- (5) 訪問調査事前届出書

### 40~64歳の方で申請される方(第2号被保険者)

- (5) 特定疾病届出書(国が定める16の病気)
- (6)健康保険被保険者証の写し

## |代理人による申請 │ ※上記に追加して提出してください

- (1)代理権を確認するための書類(原本)
  - ・被保険者の介護保険被保険者証(代用できます)、委任状等
- (2) 代理人の身元が確認できる書類(写し可)
  - ・代理人の運転免許証等、写真付きのものは 1 点、写真のないものは 2 点
- 2. 提出窓口・問い合わせ先

三宅村役場 福祉健康課 福祉係 〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497番地 電話 04994-5-0902